

泉大津市産後ケア事業委託事業者募集要項

1 概要

泉大津市産後ケア事業（宿泊型・日帰り型・居宅訪問型）（以下「産後ケア事業」という。）を実施するにあたり、産後ケアに関する知識および技術において高い専門性を有し、宿泊型、日帰り型及び居宅訪問型による支援を提供できる事業者を募集する。

2 業務の内容

別紙「泉大津市産後ケア事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 実施要件

(1) 実施施設

- ① 大阪府内に設置された医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院若しくは診療所（産科又は産婦人科を標榜するものに限る。）又は助産所であること。
- ② 宿泊型及び日帰り型のサービスを提供する施設については、次の施設・設備を備えること。
 - ア 母子1組当たり6.3m³以上の居室が確保されていること。（基本的には個室が提供できること。）
 - イ 入浴施設（宿泊型を行う場合に限る。）及び沐浴指導施設を有すること。
 - ウ 施設の構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるものでなければならぬこと。（避難経路の確保・非常口・火災報知器・消火器の設置等）

(2) 人員配置

- ① 宿泊型・日帰り型においては、助産師、保健師又は看護師を配置できること。
- ② 宿泊型・日帰り型を行う場合、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師を配置できること。
- ③ 必要に応じて、心理に関する知識を有する者、育児等に関する知識を有する者を置くことができる。
- (3) 仕様書「4. 業務内容(2)サービス提供」に定めるサービスを提供できること。
- (4) 産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、仕様書「4. 業務内容(2)サービス提供」に定める内容について実績があること。又は分娩を取り扱っている実績があること。
- (5) 利用者の病変その他緊急時に母子を受け入れる協力医療機関と緊急時の対応について文書で取り決めを行い、あらかじめ写しを泉大津市へ提出すること。
- (6) 泉大津市との適切な連絡体制を確保すること。

4 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 委託料

委託料は、表1の委託料から表2の負担区分に応じた利用者負担金を減じた額とする。なお、事業者は、表2の負担区分に応じて、利用者から利用者負担金を徴収する。

表1

	宿泊型	日帰り型	居宅訪問型
1日あたりの委託料	35,183円	14,080円	10,000円
多胎児による加算	1,884円	1,164円	0円

表2

1日あたりの利用者負担金	負担区分	市民税課税世帯		市民税非課税世帯・生活保護世帯	
		1人目	3,100円	1人目	600円
宿泊型	多胎児加算 (1人につき)	400円		多胎児加算 (1人につき)	100円
	1人目	1,500円		1人目	300円
日帰り型	多胎児加算 (1人につき)	200円		多胎児加算 (1人につき)	50円
	1人目	500円		1人目	100円
居宅訪問型	多胎児加算	0円		多胎児加算	0円

6 応募資格

「3 実施要件」及び次の各号に掲げる内容を全て満たしている者。

- (1) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (2) 納税義務者にあっては、国税及び市税の未納がないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更生又は再生手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (4) 泉大津市暴力団排除条例（平成24年泉大津市条例第1号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

7 応募申請方法

- (1) 事業開始までの流れ

- ① 応募申請
- ② 本市における審査（実地調査含む）
- ③ 審査結果通知
- ④ 契約締結
- ⑤ 事業開始

- (2) 提出書類

- ① 泉大津市産後ケア事業委託事業者申請書（様式1）

- ② 泉大津市産後ケア事業委託事業者誓約書（様式2）
- ③ 事業者概要（様式3）
- ④ 業務実績（様式4）
- ⑤ 事業実施基本計画書（様式5－1）
- ⑥ 事業実施基本計画書（様式5－2）（宿泊型・日帰り型のみ）
- ⑦ 産後ケア事業の実施に係る協力医療機関との連携確認書（様式6）
- ⑧ 損害賠償保険証等の写し
- ⑨ 事業実施施設の平面図（宿泊型・日帰り型のみ）

(3) 提出方法

「10 担当課」に事前連絡の上、持参又は郵送にて提出

(4) 応募申請上の注意事項

- ① 応募申請に要する経費は、応募者の負担とする。
- ② 提出された書類については、泉大津市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、非公開とすべき部分を除き、公開することがある。なお、提出された書類は返却しない。
- ③ 提出後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

8 契約届出事項の変更

本市に提出した申請書類について、契約期間内に変更が生じる場合、泉大津市産後ケア事業契約届出事項変更届（様式7）と併せて該当書類を速やかに提出すること。その他、必要があれば資料の提出、実地調査の実施を求めることがあるため、対応すること。

9 次年度の契約更新

契約の更新にあたっては、泉大津市産後ケア事業業務委託契約更新申請書（様式8）と損害賠償保険証等の写しを提出すること。契約届出事項に変更がなく、3 実施要件を満たしている場合は、本市と委託事業者において協議し、継続して契約することができる。

契約の更新時に契約届出事項に変更がある場合は、該当書類を提出すること。その他、必要があれば資料の提出、実地調査の実施を求めることがあるため、対応すること。翌年度の更新の可否については、本市より通知する。なお、委託契約の継続に関しては、今後の泉大津市の施策方針により変更される場合がある。

10 担当課（問い合わせ先）

泉大津市役所健康こども部子育て応援課あんしんサポート係

住所：〒595-8686 泉大津市東雲町9-12

電話：0725-33-1131（代表）